

第1章 整備基本計画三の丸編策定の経緯と目的

第1節 整備基本計画三の丸編策定の経緯

米子城は、戦国時代末期から江戸時代まで西伯耆支配の拠点城郭で、慶長7年(1602)頃完成したといわれており、松江城に先立つこと10年、山陰で他に先駆けて築かれた本格的な近世初期の城郭である。中世の砦と伝えられる飯山を取り込んで、中海に面する標高90.1mの湊山(城山)山上の本丸と山麓の二の丸・三の丸を中心に、背後に中海を有した湊山全体を天然の要害として築かれた平山城である。江戸時代を通じ、伯耆の政治的、経済的な中心として存在し、当地方の歴史理解の上で欠かすことのできない貴重な存在である。明治時代になり、天守や門、櫓等の城郭を構成していた建造物や構築物が破却され、城の縄張りは大きな改変を受けておらず、近世初期の城郭遺跡としての形態をよく残している。城跡は中心市街地の歴史的、景観的ランドマークとなっている。

また、関連する文献・絵図史料も豊富に残され、戦国末期から近世初期の築城技術を知るうえで重要であるとして、昭和52年(1977)4月には、「内堀の内側で城の中核域」のなかで、条件の整わなかった三の丸(市営湊山球場)、深浦、出山部分を除いた区域、すなわち本丸、内膳丸、二の丸を市指定史跡とし、その後、平成17年(2005)7月に国指定に係る意見具申を行い、平成18年(2006)1月に、同じ範囲で国指定史跡の指定を受けた。

こうした状況の中で、米子市では、米子城跡の保存や活用、整備、運営体制等に関する現状と課題の把握、これに基づく今後の対応の方向性、方策を明確にするため、『史跡米子城跡保存活用計画』を平成29年(2017)3月に策定し、この保存活用計画を踏まえ、史跡米子城跡の保存並びに活用に関する『史跡米子城跡整備基本計画』を平成31年3月に策定した。この両計画においても、除外されたエリアについても既指定地と同等の「内堀の内側で城の中核域」と位置づけ、城郭の構造及び全体像を理解するために重要な区域であり、追加指定の公有化の方針を述べている(鳥取県米子市教育委員会 2017、2019)。

以上の経緯に基づき、平成31(2019)年3月『史跡米子城跡整備基本計画』を策定する一方で、三の丸の中核域である市営湊山球場の廃止、敷地の追加指定への取組を進めた。

市営湊山球場は、米子城跡内郭の中でも三の丸の中心部に位置しており、米子城の全体構造、歴史的経緯などを総合的に理解するために重要な地域であり、廃城後、後藤グラウンド、その後、昭和28年(1953)に市営湊山球場となり、大きな建物などの建設を免れてきた。上記両計画においても、追加指定を検討する区域と位置付けている。その後の米子城跡の保存と活用に対する気運の醸成とともに、米子城跡の重要性を理解いただいた地権者の協力を得ることとなり、追加指定に向けて、令和2年9月に野球場を廃止し、一方で令和2年7月3日に追加指定の意見具申を行い、令和3年3月26日に追加指定の告示を受けた。当初史跡指定面積は135,131.55㎡、追加指定面積は23,993.49㎡であり、史跡指定の総面積は159,125.04㎡となっている(※公簿上の面積であり、概数)。

これを受け、追加指定地の整備が喫緊の課題となり、当初段階の整備基本計画のスケジュールの時点修正の必要性が生じた。そこで、追加指定地の今後の保存、活用に関する整備基本計画の策定、及び既指定地の時点修正計画をまとめたものを『史跡米子城跡整備基本計画～三の丸編～』(以下『三の丸編』)として策定することとなった。

なお、深浦郭、出山、飯山等の追加指定については、将来的な課題となっている。

これまでの整備及び各種計画など

平成20年（2008）8月	『史跡米子城跡整備計画基本構想案』策定（その後凍結）
平成27年（2015）4月～	：米子城整備事業に伴う遺構調査、史資料調査（継続中）
平成29年（2017）3月	『史跡米子城跡保存活用計画』策定
平成31年（2019）3月	『史跡米子城跡整備基本計画』策定
令和2年（2020）9月～令和3年3月	市営湊山球場廃止、外野スタンド（レフト側）撤去工事、三の丸駐車場整備
令和3年（2021）	整備計画の一部見直し <ul style="list-style-type: none"> ・短期計画の中でも球場廃止後に追加指定された、三の丸を最優先に整備する。 ・旧湊山球場のスタンド撤去工事を実施（センター～ライト、1塁～3塁） ・追加指定地の民有地買上げ（国、県補助）

第2節 整備基本計画三の丸編策定の目的

米子市には、特色ある風土に育まれた歴史的文化遺産として有形・無形の文化財が数多く存在している。これらを適切に保存し、次世代に継承していくために、国、県、市による指定文化財として保存を図ることはもとより、調査研究により文化財の価値を高め、積極的に情報発信し利活用を測ることでそれらの魅力を伝え、市民や来訪者が学び、親しむことができる環境づくりに努めている。

中でも、地域を代表する歴史文化遺産の一つである史跡米子城跡の保存・管理・活用・整備を適切かつ、確実に進めていくためには、施策の性質、段階の応じての計画策定が不可欠である。整備基本計画は、整備活用事業の内容及びその実現方法、課題等について詳しく示したものであり、保存活用計画に基づき示された整備基本構想において展望した事業の方向性・目標を踏まえ、適宜、見直しを行うとともに、より実現性の高い内容及び方法を肉付けし具体的に示したものである。

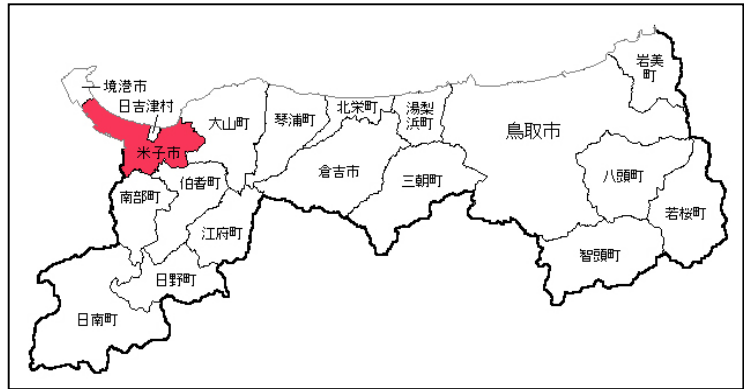
史跡米子城跡については、「史跡米子城跡保存活用計画」（平成29年3月策定）において示された保存・活用の理念と基本方針に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産である米子城跡を適切に保存し、確実に次世代にその価値を継承するとともに、市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としてより魅力あるスポットとなるよう城跡の遺構群の視覚的な顕在化等を目指した「史跡米子城跡整備基本計画」が平成31年3月に策定された。

本書の『三の丸編』は、令和3年3月26日に指定告示を受けた追加指定地についての整備活用事業の内容及びその実現方法、課題等について示したものであり、当該地を史跡米子城跡の表玄関として、市民や来訪者など人々が集い憩うエリアとなるよう、史跡としての本質的価値の表現や公開施設としての具体的な整備へ向けた考え方や計画を示すものである。また、既指定地を含めた史跡米子城跡全体の整備スケジュールの時点修正や、サイン類、園路等の具体的な整備計画を示すものであり、本編と共に、今後の米子城跡の保存・活用の指針となるものである。

球場跡地である追加指定地は、中心市街地にありながら廃城後、大きな開発を免れた場所であり、令和3年度から球場施設撤去後の遺構確認発掘調査の結果、地下に米蔵基礎や導水施設、内



鳥取県の位置



米子市の位置



史跡米子城跡位置図

堀の石垣などの遺構が次々に確認され、三の丸のオフィシャルな空間の姿が地下に良好に遺存していることが判明した。ここでは、内堀も含め三の丸、二の丸、本丸といった城の中核部の全体像を実感することができ、天守から見渡す眺望と、内堀、三の丸から本丸までの城内を一連のものとして理解できるロケーションは、米子城を正しく理解するうえで貴重である。これら貴重な遺構を後世に残すべく、また、そこからのヴィスタを後世に残すため、史跡公園（三の丸広場）として整備を進めているところである。三の丸広場は、米子城跡の表玄関として、その歴史的、文化財的な価値を市民、観光客に分かりやすく伝える役割を持つ場所となる。そのため、十分な遺構保護層を設けたうえで、遺構の復元展示や便益施設（簡易ガイダンス施設、トイレ）案内表示（サイン類）などを整備していき、来城者にその価値を十分に理解していただくことが重要である。

一方、三の丸広場は中心市街地の貴重な空間でもあることから、人と自然の共生する環境や景観づくり、都市の安全面及び防災面の確保などの様々な役割を、史跡の本来的な価値の保存と両立を図りながら果たしていくことも大事である。三の丸広場を各種イベント会場や、災害時の緊急避難場所、物資供給場所などの防災拠点として利用することも考えられる。また、隣接する鳥取大学医学部附属病院に通院や入院されている方々の憩いの場所として、多目的な利用ができる広場として整備を進めれば、史跡を幅広く活用することができる。単なる史跡保護だけでなく、様々な人がそこに親しめるような史跡にしていくことが重要と考える。

整備基本計画策定後は、順次、基本設計→実施設計→整備工事と事業を進めていくことになる。

第3節 整備基本計画の対象範囲

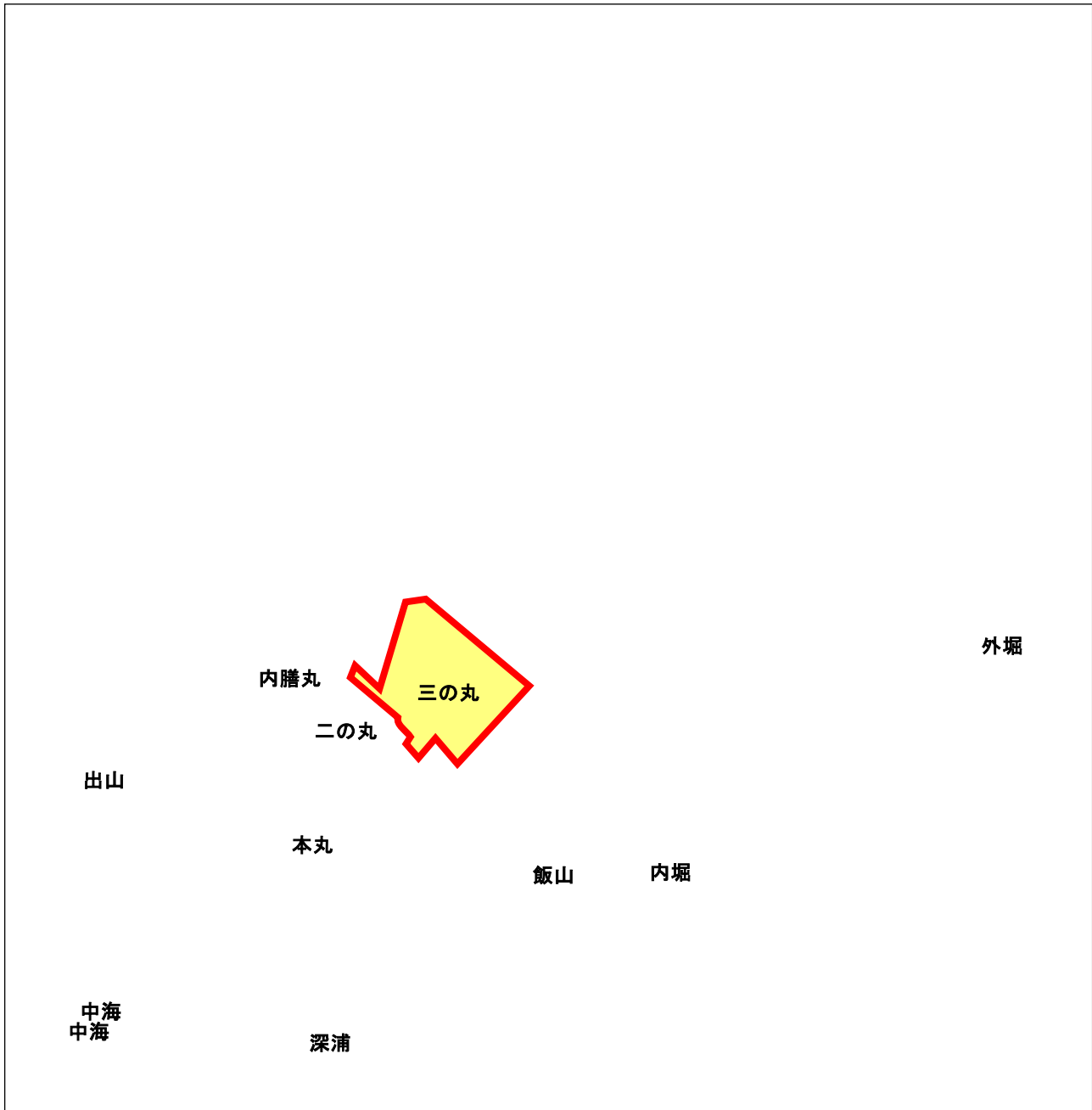
(1) 対象範囲

整備基本計画の対象範囲は、米子城跡の内堀の内側（内堀を含む内郭）の約30haとする。なお、整備の現状を踏まえ、対象地区を以下の4区域に分けて記載する。

- ①追加指定地区：三の丸のうち追加指定された旧湊山球場を中心とする範囲
- ②既指定地区：本丸、二の丸、枅形
- ③未指定地区：深浦、飯山、出山地区

(2) 計画期間

当初の策定に従った令和元年度～15年度の15年間とする。初期の5年間を短期計画、続く5年間を中期計画、その後を長期計画とする。ただし、今後の社会情勢の変化や整備の進捗を鑑み、史跡追加指定の進捗状況を勘案し、適宜計画の見直し及び事業の修正をおこなう。



整備基本計画対象範囲及び史跡指定範囲図（地形図）

